令和4年度[第3四半期] 随意契約一覧

教育委員会

契約担当所属名	契約の種類	契約の名称 (概要)	契約の相手方			契約期間(履行期間)			随意契約によることとした理由		その他
			商号又は名称	所在地	契約締結日	始 期	終期	契約金額(円)	適用条項 (地方自治法施行 令第167条の2第1 項)	具体的理由	(単価契約の単価、 長期継続契約 等)
教職員課	役務•委託等	臨時職員給与計算システム改修業務委託契約	株式会社南大阪電子計算センター奈良支社	葛城市南道穂74-1	令和4年12月27日	令和4年12月27日	令和5年3月31日	3,575,000	第2号	臨時職員給与計算システムの改修にあたっては、現システムについての膨大なプログラム構造やデータファイル等との複雑な関連性等の把握が不可欠であり、現システムの開発・運用業務を行ってきた上記業者のみ保有する技術が必要である。また、開発業者以外の者がシステムの改修に携わった場合、適正な改修を行うためのシステムの現状把握に相当の時間を要する可能性があり、スムーズな業務の遂行に支障をきたすことになるため。	
教職員課		奈良県小中学校用総務事務システムに係る データセンタサービス契約	日本電子計算 株式会社 大阪支店	大阪市淀川区西中島2-12-11	令和4年10月1日	令和4年10月1日	令和9年9月30日	10,172,844	第2 号	新小中学校用総務事務システムは、奈良県総務事務システム(以下「甲」とする。)と同型のもので、令和4年10月に甲が更新することに合わせて導入するシステムであり、学校現場において給与・旅費等の電子申請を学校事務職員が行うことを目的とする。また、現在稼働している旅費申請のための小中旅費システムに替わるものである。運用と並行して現行システムから情報の引き継ぎ等を行う必要があり、サーバーを運用する日本電子計算株式会社のデータセンター内で使用中の回線や稼働中のシステムを搭載しているサーバーへの作業が必要となるが、当該作業を他の事業所に履行させた場合、情報の取り扱い等、責任の所在が不明確になる恐れがある。そのため、現サーバー及び回線を運用している当該業者が履行可能なものとして特定されるため、随意契約として日本電子計算株式会社へ委託している。今回の契約は、クラウドサービスの運用として、前述の委託契約と不可分のものであるため、当該業者と随意契約を結ぶ。	S 負担複数年契約